

第71号議案

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成等に係る公費の支払額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年豊岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条及び第10条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第13条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「55万7,115円」を「57万3,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払額を引き上げること。(第4条、第9条、第10条、第13条関係)

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ピラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、その者に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）につき選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,300円</u>を超える場合には、<u>1万5,300円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、その者に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）につき選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の</p>

代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、法第100条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者を支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円30銭を超える場合には、7円30銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合は公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭に選挙運動用ビラの作成

代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、法第100条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者を支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合は公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成

枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

(1) 当該選挙のポスター掲示場の数が500以下である場合 510円48銭 に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙のポスター掲示場の数が500を超える場合 26円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に55万7,115円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額

枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

(1) 当該選挙のポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭 に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙のポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に57万3,030円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額

第72号議案

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方税法等の改正に伴い、軽自動車税における環境性能割の導入、法人市民税法人税割の税率の引下げ等を行うため。

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例

(豊岡市市税条例の一部改正)

第1条 豊岡市市税条例(平成17年豊岡市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」の右に「、第81条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の右に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の右に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付

金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の右に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

（軽自動車税のみならず課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等については、種別割を課さない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円 」を

「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円 」に改め、

同号イ中「農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円 」を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 1,600円

(イ) その他のもの 年額 4,700円 」に改める。

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次」を「次の各号」に改め、「掲げる軽自動車等」の右に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次」を「次の各号」に改め、「掲げる軽自動車等」の右に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種

別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第8項を第13項とし、第5項から第7項までを5項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の右に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める

3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「兵庫県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、兵庫県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として兵庫県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「三輪以上」を「3輪以上」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する三輪以上」を「掲げる3輪以上」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円

	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年豊岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「豊岡市市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円

	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	豊岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年豊岡市条例第29号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第21項の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第21項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第21項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第21項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(豊岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 豊岡市市税条例の一部を改正する条例(平成27年豊岡市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第16項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、附則第20項中「、新条例」を「、豊岡市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同表第100条の2の項中「第100条の

2」を「第100条の2第1項」に改め、附則第23項の表附則第20項の表以外の部分の項中「附則第17項」を「附則第17項の」に、「附則第22項」を「附則第22項の」に、「から前項まで」を「同項から前項まで」に、「及び前2項」を「同項及び前2項」に改め、同表附則第20項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、附則第25項の表附則第20項の表以外の部分の項中「附則第17項」を「附則第17項の」に、「附則第24項」を「附則第24項の」に、「から前項まで」を「同項から前項まで」に、「及び前2項」を「同項及び前2項」に改め、同表附則第20項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、附則第27項の表附則第20項の表以外の部分の項中「附則第17項」を「附則第17項の」に、「附則第26項」を「附則第26項の」に、「から前項まで」を「同項から前項まで」に、「及び前2項」を「同項及び前2項」に改め、同表附則第20項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中豊岡市市税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中豊岡市市税条例の一部を改正する条例附則第20項の改正規定（「、新条例」を「、豊岡市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次項及び附則第5項の規定 平成29年1月1日
 - (2) 第1条中豊岡市市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「、第53条の7、第67条」の右に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中豊岡市市税条例の一部を改正する条例附則第20項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第4項、第13項及び第14項の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中豊岡市市税条例附則第6条の改正規定及び附則第3項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 3 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第34条の4の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 10 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 11 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

12 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

13 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

14 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市市税条例の一部改正（第1条関係）

ア 軽自動車税に環境性能割を導入することに伴い、現行の軽自動車税を種別割と環境性能割に区分すること。（第18条の3、第80条、第82条、第83条、第85条、第87条から第91条関係）

イ 法人市民税の当初申告書の提出又は個人市民税の賦課がなされ、かつ、その納付すべき税額を減少させる更正があった後に増額更正又は増額修正申告があったときは、当初申告又は賦課に係る税額に達するまでの部分については延滞金の計算期間から控除すること。（第19条、第43条、第48条、第50条関係）

ウ 法人市民税の法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げること。（第34条の4関係）

エ 所有権移転を留保した軽自動車等の売買契約について、軽自動車税は買主を納税義務者とみなして課税すること。（第81条関係）

オ 軽自動車税の環境性能割の課税標準については、3輪以上の軽自動車の取得価額とすること。また、税率については、燃費基準値達成度等により3段階とし、当分の間は軽減税率を設けること。（第81条の3、第81条の4、附則第15条の6関係）

カ 軽自動車税の環境性能割については、申告納付とし、不申告等に対する過料は10万円以下とすること。（第81条の5から第81条の7関係）

キ 公益のため直接専用するもの又は身体障害者等が使用する軽自動車等について、環境性能割を減免できること。（第81条の8関係）

ク 医療用から転用され、処方箋なしで購入可能となった医薬品の購入費用について、個人市民税の総所得金額等から上限8万8千円を控除できること。（附則第6条関係）

ケ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準について、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス発電設備に特例を設けること。（附則第10条の2関係）

コ 軽自動車税の環境性能割について、当分の間、自動車税の環境性能割の例によって、兵庫県が賦課徴収及び減免を行うこと。また、市は徴収事務費を兵庫県に交付すること。（附則第15条の2から第15条の5関係）

サ 軽自動車税のグリーン化特例による軽減を延長し、平成28年度中に取得した軽自動車に係る平成29年度分の種別割についても適用すること。（附則第16条関係）

シ その他所要の規定の整備を行うこと。

(2) 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）

軽自動車税の種別割に関する改正に伴い、平成26年度までに登録されている車両に係る軽自動車税の経過措置規定について、所要の整備を行うこと。（附則第21項関係）

(3) 豊岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正（第3条関係）

延滞金に関する改正に伴い、市たばこ税の申告納付に係る経過措置規定について、所要の整備を行うこと。（附則第16項、第20項、第23項、第25項、第27項関係）

2 附則

(1) この条例の規定を区分し、当該区分に応じて施行期日を定めること。（改正条例附則第1項関係）

(2) 市民税、固定資産税及び軽自動車税について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。（改正条例附則第2項から第14項関係）

豊岡市市税条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号</u><u>において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に</u>応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に<u>掲げる期間</u></p> <p>_____については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によ</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に</u>応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によ</p>

て納入しなければならぬ。

(1) 略

(2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第98条第1項

若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項

若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税

て納入しなければならぬ。

(1) 略

(2)

第81条の6第1項の申告

書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3)

第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第

2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税

の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限か

の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限か

ら1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

ら1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2 略

3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合）

当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合）

当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

2 略

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合）において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合）において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第1

9項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

6 略

7 略

5 略

6 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと(以下この項において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日

は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日)が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、

- 一、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの
- 二、については、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の課税免除)

第81条 商品であって使用しない軽自動車等については、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車

の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならぬ。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であつて使用しない軽自動車等については、種別割を課さない。

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及びび小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及びび小型特殊自動車

ア 軽自動車

(7) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(1) 3輪のもの 年額 3,900円

(7) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円

(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつ

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額 1,600円

(4) その他のもの 年額 4,700円

(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつ

た事項については軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次の項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主のうち、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなければ、10万円以下の過料に処する。

2～3 略

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次に掲げる軽自動車等
に対しては、軽自動車税を減免することができる。

た事項については軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次の項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(6) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主のうち、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなければ、10万円以下の過料に処する。

2～3 略

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 公益のため直接専用するものと認める軽自動車等

(2) 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等

に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 略

(1) 公益のため直接専用する 軽自動車等

(2) 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあるは、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならぬ。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならぬ。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあるは、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならぬ。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならぬ。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者については、また同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8～10 略

附 則

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者については、また同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8～10 略

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 削除

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～3 略

4 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は4分の3とする。

5 略

6 略

7 略

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～3 略

4 法附則第15条第2項第7号の条例で定める割合は4分の3とする。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

10 略

11 略

12 略

8. 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～7 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) 略

9 略

13. 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～7 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) 略

9 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「兵庫県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、兵庫県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として兵庫県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

(軽自動車税_____の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に對する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a.	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b.	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度 分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a.	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b.	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度 分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる

字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車
 車 (前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する
 第82条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が平成27年4月1日
 から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合にお
 いて、平成28年度分の軽自動車税</sup>に限り、次の表の左欄に掲げ
 る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲
 げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) a	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車の
 うち三輪以上のもの (前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対す
 る第82条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が平成28年4月1日
 から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合
 に、平成29年度</sup>分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲
 げる回条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に
 掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) a	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）																														
<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置） 17～20 略</p> <p>21 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税 <u> </u> に係る新条例第82条及び新条例 <u> 附則第16条 </u> の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる <u> </u> 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="694 1153 933 2083"> <tr><td>新条例第82条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td>号ア</td><td>6,900円</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td></td><td>10,800円</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>4,000円</td></tr> </table> <p>新条例附則第16条第1項の表以外の部分</p> <p>第82条</p> <p>豊岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年豊岡市条例第29号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第20項の規定により読み替えて適用される第82条</p>	新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円	号ア	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円		3,800円	3,000円		5,000円	4,000円	<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置） 17～20 略</p> <p>21 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る豊岡市市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="694 219 933 1153"> <tr><td>第82条第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td>第82条第2号ア(ウ)</td><td>6,900円</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>a</td><td>10,800円</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>第82条第2号ア(ウ)</td><td>3,800円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>b</td><td>5,000円</td><td>4,000円</td></tr> </table> <p>附則第16条第1項</p> <p>第82条</p> <p>豊岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年豊岡市条例第29号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第21項の規定により読み替えて適用される第82条</p>	第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	第82条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円	a	10,800円	7,200円	第82条第2号ア(ウ)	3,800円	3,000円	b	5,000円	4,000円
新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円																													
号ア	6,900円	5,500円																													
	10,800円	7,200円																													
	3,800円	3,000円																													
	5,000円	4,000円																													
第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円																													
第82条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円																													
a	10,800円	7,200円																													
第82条第2号ア(ウ)	3,800円	3,000円																													
b	5,000円	4,000円																													

新条例附則第16条 第1項の表第82条 第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第20項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	3,900円	附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第21項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	3,900円
		3,100円	3,100円				
		5,500円	5,500円				
		7,200円	7,200円				
		3,000円	3,000円				
4,000円	4,000円						
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)の項	第2号ア(ウ)	平成26年改正条例附則第20項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	6,900円	附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) a の項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第21項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a	6,900円
		3,900円	3,900円				
		10,800円	10,800円				
		3,800円	3,800円				
		5,000円	5,000円				
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第20項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	10,800円	附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第21項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b	10,800円
		3,100円	3,100円				
		5,500円	5,500円				
		7,200円	7,200円				
		3,000円	3,000円				
4,000円	4,000円						

豊岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）																								
<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 14～15 略</p> <p>16 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 14～15 略</p> <p>16 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 1865 954 2072">第98条第1項</td> <td data-bbox="667 1630 954 1865">第34号の2様式</td> <td data-bbox="667 1182 954 1630">地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 1865 1050 2072">第98条第2項</td> <td data-bbox="954 1630 1050 1865">第34号の2の2様式</td> <td data-bbox="954 1182 1050 1630">平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1050 1865 1145 2072">第98条第3項</td> <td data-bbox="1050 1630 1145 1865">第34号の2の2の6様式</td> <td data-bbox="1050 1182 1145 1630">平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1145 1865 1289 2072">第98条第4項</td> <td data-bbox="1145 1630 1289 1865">第34号の2様式 又は第34号の2の2様式</td> <td data-bbox="1145 1182 1289 1630">平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式</td> </tr> </table>	第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第98条第3項	第34号の2の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第98条第4項	第34号の2様式 又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 936 954 1133">第98条第1項</td> <td data-bbox="667 689 954 936">施行規則第34号の2様式</td> <td data-bbox="667 253 954 689">地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 936 1050 1133">第98条第2項</td> <td data-bbox="954 689 1050 936">施行規則第34号の2の2様式</td> <td data-bbox="954 253 1050 689">平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1050 936 1145 1133">第98条第3項</td> <td data-bbox="1050 689 1145 936">施行規則第34号の2の6様式</td> <td data-bbox="1050 253 1145 689">平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1145 936 1289 1133">第98条第4項</td> <td data-bbox="1145 689 1289 936">施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式</td> <td data-bbox="1145 253 1289 689">平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式</td> </tr> </table>	第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式
第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式																							
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式																							
第98条第3項	第34号の2の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式																							
第98条第4項	第34号の2様式 又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式																							
第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式																							
第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式																							
第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式																							
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式																							
17～19 略	17～19 略																								

20 附則第17項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するものほか、新条例 第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条 ～ 第19条第2号	略	
第19条第3号	第48条第1項の申告書（ <u>法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。</u> ）、 <u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則 第19項の納期限
第98条第4項 ～ 第98条第5項	略	
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則 第18項
第101条第2項	当該各項	同項
第101条第2項	略	

21～22 略

20 附則第17項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するものほか、豊岡市市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条 ～ 第19条第2号	略	
第19条第3号	第81条の6 第1項の申告書、 <u>第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則 第19項の納期限
第98条第4項 ～ 第98条第5項	略	
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則 第18項
第101条第2項	当該各項	同項
第101条第2項	略	

21～22 略

23 附則第18項から第21項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第18項 ～ 附則第19項	略
附則第20項の表以外の部分	附則第17項 から前項まで 及び前2項
附則第20項の表第19条の項 ～ 附則第20項の表第98条第5 項の項	略
附則第20項の表第100条の2 の項	附則第18項 用する附則第18項
附則第20項の表第101条第2 項の項 ～ 附則第21項	略

24 略

25 附則第18項から第21項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第18項	略
--------	---

23 附則第18項から第21項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第18項 ～ 附則第19項	略
附則第20項の表以外の部分	附則第17項の 同項から前項まで 同項及び前2項
附則第20項の表第19条の項 ～ 附則第20項の表第98条第5 項の項	略
附則第20項の表第100条の2 第1項の項	附則第18項 用する附則第18項
附則第20項の表第101条第2 項の項 ～ 附則第21項	略

24 略

25 附則第18項から第21項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第18項	略
--------	---

～ 附則第19項		
附則第20項の表以外の部分	附則第17項 から前項まで	附則第24項 及び前2項
附則第20項の表第19条の項	略	
～ 附則第20項の表第98条第5 項の項		
附則第20項の表第100条の2 の項	附則第18項	附則第25項において準 用する附則第18項
附則第20項の表第101条第2 項の項	略	
～ 附則第21項		

26 略

27 附則第18項から第21項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第18項	略	
～ 附則第19項		
附則第20項の表以外の部分	附則第17項 から前項まで	附則第26項 及び前2項
附則第20項の表第19条の項	略	

～ 附則第19項		
附則第20項の表以外の部分	附則第17項の 同項から前項まで	附則第24項の 同項及び前2項
附則第20項の表第19条の項	略	
～ 附則第20項の表第98条第5 項の項		
附則第20項の表第100条の2 第1項の項	附則第18項	附則第25項において準 用する附則第18項
附則第20項の表第101条第2 項の項	略	
～ 附則第21項		

26 略

27 附則第18項から第21項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第18項	略	
～ 附則第19項		
附則第20項の表以外の部分	附則第17項の 同項から前項まで	附則第26項の 同項及び前2項
附則第20項の表第19条の項	略	

～ 附則第20項の表第98条第5 項の項	附則第18項	附則第27項において準 用する附則第18項
附則第20項の表第100条の2 第1項の項	附則第18項	附則第27項において準 用する附則第18項
附則第20項の表第101条第2 項の項		
～ 附則第21項	略	

第73号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

国民健康保険税の税率の改定等を行うため。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「17万円」を「19万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.16」を「100分の7.76」に改める。

第4条中「100分の22.75」を「100分の24.66」に改める。

第5条中「2万4,500円」を「2万9,900円」に改める。

第5条の2第1号中「1万9,500円」を「2万3,500円」に改め、同条第2号中「9,750円」を「1万1,750円」に改め、同条第3号中「1万4,625円」を「1万7,625円」に改める。

第6条中「100分の1.34」を「100分の0.87」に改める。

第7条中「100分の4.96」を「100分の2.81」に改める。

第7条の2中「5,500円」を「3,700円」に改める。

第7条の3第1号中「4,400円」を「2,900円」に改め、同条第2号中「2,200円」を「1,450円」に改め、同条第3号中「3,300円」を「2,175円」に改める。

第8条中「100分の2.14」を「100分の2.29」に改める。

第9条中「100分の10.52」を「100分の9.83」に改める。

第9条の2中「1万800円」を「1万1,400円」に改める。

第9条の3中「5,800円」を「6,000円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第1号ア中「17,150円」を「20,930円」に改め、同号イ(ア)中「13,650円」を「16,450円」に改め、同号イ(イ)中「6,825円」を「8,225円」に改め、同号イ(ウ)中「10,238円」を「12,338円」に改め、同号ウ中「3,850円」を「2,590円」に改め、同号エ(ア)中「3,080円」を「2,030円」に改め、同号エ(イ)中「1,540円」を「1,015円」に改め、同号エ(ウ)中「2,310円」を「1,523円」に改め、同号オ中「7,560円」を「7,980円」に改め、同号カ中「4,060円」を「4,200円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同号ア中「12,250円」を「14,950円」に改め、同号イ(ア)中「9,750円」を「11,750円」に改め、同号イ(イ)中「4,875円」を「5,875円」に改め、同号イ(ウ)中「7,313円」を「8,813円」に改め、同号ウ中「2,750円」を「1,850円」に改め、同号エ(ア)中「2,200円」を「1,450円」に改め、同号エ(イ)中「1,100円」を「725円」に改め、同号エ(ウ)中「1,650円」を「1,088円」に改め、同号オ中「5,400円」を「5,700円」に改め、同号カ中「2,900円」を「3,000円」に

改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改め、同号ア中「4,900円」を「5,980円」に改め、同号イ(ア)中「3,900円」を「4,700円」に改め、同号イ(イ)中「1,950円」を「2,350円」に改め、同号イ(ウ)中「2,925円」を「3,525円」に改め、同号ウ中「1,100円」を「740円」に改め、同号エ(ア)中「880円」を「580円」に改め、同号エ(イ)中「440円」を「290円」に改め、同号エ(ウ)中「660円」を「435円」に改め、同号オ中「2,160円」を「2,280円」に改め、同号カ中「1,160円」を「1,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 国民健康保険税基礎課税額の限度額を54万円とし、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円とすること。(第2条関係)
- (2) 基礎課税額に係る所得割額の税率を100分の7.76とすること。(第3条関係)
- (3) 基礎課税額に係る資産割額の税率を100分の24.66とすること。(第4条関係)
- (4) 基礎課税額に係る被保険者均等割額を29,900円とすること。(第5条関係)
- (5) 基礎課税額に係る一般の世帯別平等割額を23,500円とし、特定世帯の世帯別平等割額を11,750円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を17,625円とすること。(第5条の2関係)
- (6) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率を100分の0.87とすること。(第6条関係)
- (7) 後期高齢者支援金等課税額に係る資産割額の税率を100分の2.81とすること。(第7条関係)
- (8) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額を3,700円とすること。(第7条の2関係)
- (9) 後期高齢者支援金等課税額に係る一般の世帯別平等割額を2,900円とし、特定世帯の世帯別平等割額を1,450円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を2,175円とすること。(第7条の3関係)
- (10) 介護納付金課税額に係る所得割額の税率を100分の2.29とすること。(第8条関係)
- (11) 介護納付金課税額に係る資産割額の税率を100分の9.83とすること。(第9条関係)
- (12) 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額を11,400円とすること。(第9条の2関係)
- (13) 介護納付金課税額に係る世帯別平等割額を6,000円とすること。(第9条の3関係)
- (14) 低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減額を所得金額等に応じて定めること。(第21条関係)

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.16</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.76</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の22.75を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万4,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所屬者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条において同じ。）以外の世帯
1万9,500円

(2) 特定世帯 9,750円

(3) 特定継続世帯 1万4,625円

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の24.66を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万9,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所屬者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条において同じ。）以外の世帯
2万3,500円

(2) 特定世帯 1万1,750円

(3) 特定継続世帯 1万7,625円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.34を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の4.96を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円
- (2) 特定世帯 2,200円
- (3) 特定継続世帯 3,300円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.14を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.87を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の2.81を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3,700円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,900円
- (2) 特定世帯 1,450円
- (3) 特定継続世帯 2,175円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.29を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当

該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の10.52を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,800円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について17,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世

該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の9.83を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万1,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について20,930円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世

帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,650円

(イ) 特定世帯 6,825円

(ウ) 特定継続世帯 10,238円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,850円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,080円

(イ) 特定世帯 1,540円

(ウ) 特定継続世帯 2,310円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,560円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,060円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,450円

(イ) 特定世帯 8,225円

(ウ) 特定継続世帯 12,338円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,590円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,030円

(イ) 特定世帯 1,015円

(ウ) 特定継続世帯 1,523円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

12,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,750円

(イ) 特定世帯 4,875円

(ウ) 特定継続世帯 7,313円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,200円

(イ) 特定世帯 1,100円

(ウ) 特定継続世帯 1,650円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,900円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

14,950円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,750円

(イ) 特定世帯 5,875円

(ウ) 特定継続世帯 8,813円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,850円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,450円

(イ) 特定世帯 725円

(ウ) 特定継続世帯 1,088円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,900円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,980円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,950円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,925円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,525円</u></p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,100円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>740円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>880円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>440円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>660円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>580円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>290円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>435円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,160円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,280円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,160円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,200円</u></p>

第74号議案

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成24年豊岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115の12第2項第1号」を「第115条の12第2項第1号」に改める。

第2条の表左欄中「第17条第2項」の右に「、第36条第2項、第40条の15第2項」を、「第9条第2項」の右に「、第25条第2項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、引用する条項を改めること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例新旧対照表

現行	改正後（案）														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の4第1項及び第2項、第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の基準)</p> <p>第2条 法第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="997 1131 1380 2065"> <tr> <td>省令第3条の40第2項、第2年</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>17条第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省令第3条の21第2項、第評価を行い</td> <td>評価を1年に1回行い</td> </tr> </table>	省令第3条の40第2項、第2年	5年	17条第2項		第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項		省令第3条の21第2項、第評価を行い	評価を1年に1回行い	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の4第1項及び第2項、第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の基準)</p> <p>第2条 法第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="997 192 1380 1131"> <tr> <td>省令第3条の40第2項、第2年</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省令第3条の21第2項、第評価を行い</td> <td>評価を1年に1回行い</td> </tr> </table>	省令第3条の40第2項、第2年	5年	17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項		省令第3条の21第2項、第評価を行い	評価を1年に1回行い
省令第3条の40第2項、第2年	5年														
17条第2項															
第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項															
省令第3条の21第2項、第評価を行い	評価を1年に1回行い														
省令第3条の40第2項、第2年	5年														
17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項															
省令第3条の21第2項、第評価を行い	評価を1年に1回行い														

9条第2項、第25条第2項、第50条第2項、第72条第2項、第118条第6項、第137条第6項及び第176条第2項	9条第2項、第25条第2項、第50条第2項、第72条第2項、第118条第6項、第137条第6項及び第176条第2項		
省令第97条第7項 ～ 省令第132条第1項第1号 イ	省令第97条第7項 ～ 省令第132条第1項第1号 イ	略	略
2～3 略	2～3 略		

第75号議案

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
について

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

用途廃止に伴い豊岡市営中山神田住宅を別表から削るため。

豊岡市条例第 号

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第150号）の一部を次のように改正する。

別表豊岡市営中山神田住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

用途廃止に伴い豊岡市営中山神田住宅を別表から削ること。(別表関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後(案)	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
豊岡市営今森住宅 ～ 豊岡市営上山2号住宅	略	豊岡市営今森住宅 ～ 豊岡市営上山2号住宅	略
豊岡市営中山神田住宅	豊岡市但東町中山54番地の1		

第76号議案

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成28年6月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

施設改修に伴い、利用料金の限度額等を改定するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条の3関係）

名称		開館時間
但東自然ふれあいセンター「やまびこ」	宿泊なしの利用	午前8時30分から午後10時まで
	宿泊利用	午後3時から翌日の午前10時まで
但東シルク温泉館		午前6時から午後11時まで
但東自然の郷		午後3時から翌日の午前10時まで

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

但東自然ふれあいセンター「やまびこ」

(1) 宿泊なしの利用

室名等	区分	単位	利用料金の限度額		
			昼間		夜間
			4時間未満	4時間以上	
本館	個室ダイニング	1室	3,000円	4,400円	3,000円
	多目的ホール		6,200円	8,700円	
	第1研修室		3,000円	4,400円	
	第2研修室				
和室棟	やまゆり	1室	3,000円	4,400円	3,000円
	さくら				
	さつき				
	けやき				
	ばら				
	あじさい				
フィールドゴルフ場		1人1回	1,600円		

備考

昼間とは午前8時30分から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。

(2) 宿泊利用

室名等	区分	単位	利用料金の限度額		
			大人	子ども	
宿泊棟	103	1人1泊	13,000円	4,600円	
	105～106				
	208～210				
別館	洋室 101				
	和室				102
					201～203
					205～207
					301～303
305～307					

備考

- 1 大人とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。
- 2 子どもとは、大人以外の者をいう。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第11条関係）

但東自然の郷

施設名		単位	利用料金の限度額
ログハウス	こぶし	1棟1泊	18,000円
	さざんか		
	つばき		
	もくせい		

備考

1 棟当たりの利用人数は、5人までとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける利用について適用し、同日前に許可を受けている利用については、なお従前の例による。

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 施設の開館時間等を改めること。(別表第1関係)
- (2) 但東自然ふれあいセンター「やまびこ」の利用料金の限度額を引き上げること。(別表第2関係)
- (3) 但東自然の郷の利用料金の限度額を引き上げること。(別表第4関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成28年8月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける利用について適用し、同日前に許可を受けている利用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)		
別表第1 (第5条の3関係)		別表第1 (第5条の3関係)		
名称	開館時間	名称	開館時間	
但東自然ふれあいセンター「やまびこ」	午前8時30分から午後10時まで	但東自然ふれあいセンター 宿泊なしの利用	午前8時30分から午後10時まで	
但東シルク温泉館	午前6時から午後11時まで	あいセンター 宿泊利用 「やまびこ」	午後3時から翌日の午前10時まで	
但東自然の郷 宿泊なしの利用	午後3時から翌日の午前10時まで 午前10時から午後10時まで	但東シルク温泉館	午前6時から午後11時まで	
但東自然の郷 宿泊なしの利用	午前10時から午後10時まで	但東自然の郷	午後3時から翌日の午前10時まで	
別表第2 (第11条関係)		別表第2 (第11条関係)		
但東自然ふれあいセンター「やまびこ」		但東自然ふれあいセンター「やまびこ」		
(1) 室等の利用料金設定上限額		(1) 宿泊なしの利用		
室名等	区分	単位	利用料金の限度額	
			昼間	夜間
本館 調理実習室 多目的ホール 第1研修室 第2研修室 和室 やまゆり さくら さつき けやき	1室	1室	4時間未満	4時間以上
			2,100円	3,100円
			4,400円	6,200円
			2,100円	3,100円
			2,100円	3,100円
			2,100円	3,100円
			2,100円	3,100円
			2,100円	3,100円
			2,100円	3,100円
			2,100円	3,100円
本館	個室ダイニング	1室	4時間未満	4時間以上
	多目的ホール		3,000円	4,400円
	第1研修室		6,200円	8,700円
	第2研修室		3,000円	4,400円
和室	やまゆり		3,000円	
棟	さくら		3,000円	
	さつき			
	けやき			

ばら		2,100円	3,100円	2,100円
あじさい		2,100円	3,100円	2,100円
宿泊	えがさ	2,100円	3,100円	2,100円
棟	とこのお	2,100円	3,100円	2,100円
	こうりゅうじ	2,100円	3,100円	2,100円
	とお	2,100円	3,100円	2,100円
	みくに	2,100円	3,100円	2,100円
	ほうたく	2,100円	3,100円	2,100円
別館	洋室 101	2,100円	3,100円	2,100円
	和室 102	2,100円	3,100円	2,100円
	201~203	2,100円	3,100円	2,100円
	205~207			
	301~303	2,100円	3,100円	2,100円
	305~307			
雨天ゲートボール場	1人	1,000円	2,000円	2,000円
フィールドゴルフ場	1人1回			1,600円

備考

- 1 豊岡市の休日定める条例（平成17年豊岡市条例第2号）第2条第1項の市の休日における利用者については、当該利用料金に2割に相当する額を加算した額とする。ただし、雨天ゲートボール場及びフィールドゴルフ場については、この限りでない。
- 2 1室1人利用の場合は、利用料金に、当該利用料金の2割に相当する額を加算した額とする。
- 3 昼間とは午前8時30分から午後6時までを、夜間とは午後6時

ばら				
あじさい				
フィールドゴルフ場	1人1回			1,600円

備考

昼間とは午前8時30分から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。

から午後10時までをいう。

(2) 宿泊の利用料金設定上限額

区分	単位	利用料金
大人	1人1泊	5,000円
子ども		2,500円

備考

- 1 豊岡市の休日を定める条例第2条第1項の市の休日の前日の宿泊者については、利用料金に、当該利用料金の2割に相当する額を加算した額とする。
- 2 宿泊については、1室1人利用の場合は、利用料金に、当該利用料金の4割に相当する額を加算した額とし、1室2人利用の場合は利用料金に2割に相当する額を加算した額とする。
- 3 大人とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。
- 4 子どもとは、大人以外の者をいう。

別表第4 (第11条関係)

但東自然の郷

(2) 宿泊利用

室名等	区分	単位	利用料金の限度額	
			大人	子ども
宿泊棟 103		1人1泊	13,000円	4,600円
	105～106			
	208～210			
別館	洋室 101			
	和室 102			
	201～203			
	205～207			
	301～303			
	305～307			

備考

- 1 大人とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。
- 2 子どもとは、大人以外の者をいう。

別表第4 (第11条関係)

但東自然の郷

利用料金設定上限額

区分	単位	利用料金
宿泊利用	1棟	15,000円
宿泊なしの利用	1棟	7,000円
	4時間以内の利用	
	4時間を超える利用	10,000円

備考

- 1 宿泊利用1棟当たりの利用人数は、5人までとする。
- 2 宿泊なしの1棟当たりの利用人数は、10人までとする。

施設名	単位	利用料金の限度額
ログハウス	1棟1泊	18,000円
	こぶし	
	さざんか	
	つばき	
	もくせい	

備考

- 1 棟当たりの利用人数は、5人までとする。